

### 3 建設工事入札参加資格における変更届等について（県内業者用）

#### ○変更等の届出

建設工事入札参加資格を取得されている方は、以下に掲げる事項に該当するに至った場合には、変更届出書及び添付書類を提出しなければなりません。

#### 【提出書類】

変更等の事項	変更届様式番号						
	様式第14号	様式第15号	様式第7号	様式第9号	様式第10号	様式第11号	様式第12号
1 商号又は名称を変更したとき	○						
2 既存の営業所の名称、所在地を変更したとき	○						
3 代表者を変更したとき	○						
4 入札参加資格を取り下げるとき	○						
5 技術者を追加登録するとき		○					
6 技術者の有資格に変更(資格の追加も含む)があったとき		○					
7 技術者を削除するとき		○					
8 特殊工事に職員を追加登録するとき			○	○	○		
9 特殊工事の登録職員を変更(職名、資格など)するとき			○	○			
10 特殊工事の登録職員を削除するとき			○	○			
11 特殊工事に機械を追加登録するとき			○			○	○
12 特殊工事の登録機械を変更するとき			○			○	
13 特殊工事の登録機械を削除するとき			○			○	

#### 【変更届の添付書類等】

項	変更事項	添付書類等
1	商号又は名称	・登記簿謄本又は履歴事項証明書
2	所在地	・登記簿謄本又は履歴事項証明書
3	代表者	・登記簿謄本又は履歴事項証明書

項	変更事項	添付書類等
5	登録技術者(変更・追加)	・資格証明書(合格証明書、卒業証明書など)又は実務経験証明書 ・健康保険の写し又は雇用保険被保険者証(常勤性確認)[追加のみ]
10	登録技術者(削除)	(不要)

\* 特殊工事の登録職員についても同様の書類とする。

項	変更事項	添付書類等
11	登録機械(変更・追加)	・機械証明書((売買契約書、固定資産台帳など) 又はリース契約書(入札参加資格期間以上の契約のもの))
13	登録機械(削除)	(不要)

#### 【商号又は名称等(変更等の事項1～3)の変更届けについて】

・商号又は名称等(変更等の事項1～3)の変更の届出をする場合は、建設業許可の該当変更届(建設業許可様式22-2(必要な添付書類も含む))も同時に提出してください。

#### 【技術者の変更届けについて】

・技術者の変更(削除・資格)は、変更が生じた時点で随時提出してください。追加については、採用後3ヶ月後に提出してください。  
・技術者の資格、実務経験の確認を「監理技術者資格者証」によってもできるようになりました。

#### 【特殊工事の登録における変更届けについて】

・特殊工事に係る職員および機械の変更(追加・削除など)は、変更が生じた時点で随時提出してください。  
・受注時に提出していただく「施工体制通知書」には、登録職員および機械を記載していただくこととなります。  
・機械の故障による一時的な使用中止の場合も届出が必要です。

別表A(特殊工事対象工種一覧)

工種					
PC	港湾	交通安全施設	法面植生工	法面保護工	アンカー工
屋根	鋼橋	アスファルト	板金	塗装一般	区画線工
防水	量工	造園			

#### 【提出先】

・様式14、15号により変更を届け出る場合  
各県土整備事務所、各総合事務所県土整備局 建設総務課にご提出ください。  
変更届の提出部数は2部です。(変更届は審査終了後その場で1部お返しします。)  
・様式7号(特殊工事)により変更を届け出る場合  
とっとり電子申請サービスによりご提出ください。

#### 【とりネット】

・「入札参加資格の変更について(建設工事)」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/33559.htm>)

様式第14号

令和5・6年度 鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（一般（技術職員以外））

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出日を必ず記入してください。

令和 5 年 5 月 15 日

所在地	鳥取市〇〇町…
商号又は名称	倉米建設株式会社
代表者職氏名	境 港市郎
建設業許可	(大臣・知事) 第 9034 号
担当者職氏名	
担当者連絡先(電話番号)	

下記のとおり変更があったので、届出をします。  
 また、この変更届及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。  
 なお、現在契約中の建設工事は、別記のとおりです。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の変更 住所変更	郡家 次郎 鳥取市××町… TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	境 港史郎 鳥取市〇〇町… TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	令和5年5月10日

役員の変更は、様式第1号審査申請書記載の代表者のみで結構です

2 別記

工事名	場所等	契約期間	請負金額	既受領額	所管課
一般県道〇〇 △△改良工事	〇〇市 ◇◇町	R3. 4. 12～ R3. 12. 25	55,000,000	22,000,000	鳥取県土整備事務所

注意事項

- 1 県内業者は、所在地を所管する県土整備事務所建設総務課又は総合事務所県土整備局建設総務課へ提出すること。（提出部数：2部）
- 2 県外業者は、県土整備部県土総務課へ提出すること。（提出部数は、持参の場合は2部とし、郵便等の場合は1部とする。）
- 3 変更事項に係る変更内容を証する書面（原本又はその写し）を添付すること。
- 4 建設業許可に係る変更がある場合は、建設業法施行規則別記様式第22号の2の写しを添付すること。

